

北海道緊急消防援助隊航空部隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、北海道内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊（以下「緊援隊」という。）航空部隊が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成29年3月28日付け消防広第93号。以下「要請要綱」という。）に基づく北海道緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、緊援隊航空部隊の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

なお、通常は空港、ヘリポートなどに設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場及び飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（LP）

上記(1)(2)以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部

被災地の応援等のため北海道及び道内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第44条の2及び北海道消防応援活動調整本部設置規程に基づき北海道知事が設置するもの（以下「調整本部」という。）をいう。

(5) ヘリコプター等運用調整班

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが北海道に応援に集結することに鑑み、これら各救難機関のヘリコプターの迅速かつ効率的な運用を図るとともに、運用調整及び航空機の安全を図るため北海道災害対策本部（以下「北海道災对本部」という。）長の要請により、北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「室長」という。）を班長とし設置されるものであり、各機関の航空担当者が活動エリアや任務の調整を行うものをいう。

(6) 地上支援活動隊(員)

被災地のヘリベース等において、ヘリベース指揮者の指示の下、緊援隊航空部隊へ気象情報や飛行・離着陸障害情報を提供するなど運航支援を行うとともに、緊援隊航空部隊のための食料や燃料などの補給等の後方支援及び運航支援を行う航空隊員、消防職員又は地方公共団体の職員をいう。

(7) ヘリベース指揮者

ヘリベースにおける緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示・任務付与）を行う者をいい、原則北海道防災航空隊長がその任にあたるものとする。

なお、北海道防災航空隊長が他の任務等で着任が困難な場合は、室長が指名する副隊長がその任にあたるものとする。

3 緊援隊航空部隊の活動分類

この計画において、緊援隊航空部隊の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 緊急人員（部隊）輸送
- (3) 消火活動
- (4) 救助活動
- (5) 救急活動
- (6) 緊急物資輸送
- (7) 支援活動（ヘリベース、フォワードベース及び広域搬送拠点支援活動等）
- (8) その他（避難誘導、広報等）

第2章 事前計画及び受入体制

1 北海道防災航空隊等の参集基準

参集基準は、資料1のとおりとする。

2 ヘリベースの決定

北海道におけるヘリベースは、原則として札幌飛行場の民航部分（国土交通省東京航空局丘珠空港所管轄区域。以下「丘珠空港」という。）及び北海道防災航空室とする。

また、丘珠空港に関するヘリベース等の基本情報（資料2）については、消防庁が集約し、緊援隊航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものを活用して事前に提供するものとする。

なお、丘珠空港が使用できない場合及び丘珠空港から被災地が遠隔地である場合、室長は調整本部と協議し代替ヘリベースを消防庁離着陸場情報システム（以下「離着陸場情報システム」という。資料3：システムデータ一部抜粋参照。）の中から選定するものとし、その際は、その場所を管轄している消防本部等に使用の可否について確認するものとする。

3 地上支援活動隊(員)の招集

ヘリベース指揮者は、人員不足により緊援隊航空部隊の運航に支障を及ぼすと認められるときは、地上支援隊(員)の招集を調整本部に求めるものとする。

4 ヘリベース（丘珠空港）への受入れ体制

室長は、緊援隊航空部隊の応援要請を行った場合及び大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に係る措置要求等の内容（出動区分ⅠからⅢ）に該当する震度又は大津波警報等が北海道で発表された場合（以下「応援要請後」という。）は、丘珠空港長に対し、緊援隊航空部隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

(1) 日中における受入れ

丘珠空港へ緊援隊航空部隊が進出可能になるよう駐機スポットの拡大。

(2) 夜間における受入れ

上記(1)に加え、空港の夜間照明の点灯等、夜間運航に必要な施設の運用。

5 航空機燃料補給体制

緊援隊航空部隊の燃料補給基地は、原則丘珠空港とし、次のとおり対応するものとする。

(1) 資料4の航空機燃料取扱業者に対し、燃料補給に関する協力要請を行う。

(2) ヘリベースを丘珠空港以外に設置した場合及びフォワードベースを設置した場合は、ヘリベース指揮者が調整本部並びにヘリコプター等運用調整

班と協議の上、燃料補給体制を確保する。

- (3) フォワードベースにおける航空機の燃料補給体制を確保するため、フォワードベースを管轄する消防長又は消防署長に対し、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認手続きを行う。
- (4) フォワードベースにおける「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認がなされたことを確認の上、資料 4 の航空機燃料取扱業者に対し、緊援隊航空部隊の活動に必要な燃料補給を依頼する。
- (5) 北海道内で燃料調達が困難な場合、調整本部と協議し総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空担当（以下「消防庁航空担当」という。）に燃料調達を依頼する。
- (6) 夜間における燃料補給体制を確保するため、航空機燃料取扱業者に対し丘珠空港における夜間給油を依頼する。

6 食料等の備蓄及び宿泊場所

- (1) 北海道防災航空室は、緊援隊航空部隊に対する食料等を確保するため、ヘリベースに最低限必要な食料等（10 隊分程度、3 日分）を備蓄しておくものとする。
- (2) 北海道防災航空室は、緊援隊航空部隊の駐機可能機数に応じ、宿泊場所について、事前に把握しておくものとする。

7 緊援隊航空部隊との情報連絡要領

応援要請後における緊援隊航空部隊等との情報連絡要領については、次のとおりとする。

- (1) 緊援隊航空部隊等への情報提供
ヘリベース指揮者は、調整本部及びヘリコプター等運用調整班と調整の上、ヘリベース等の情報を様式 1 により、速やかに緊援隊航空部隊及び消防庁航空担当に情報提供するものとする。
- (2) 緊援隊航空部隊からの情報収集
ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の機体及び人数等の情報を様式 2 により、緊援隊航空部隊及び消防庁航空担当から速やかに収集するものとする。
- (3) 緊援隊航空部隊等の連絡先
緊援隊航空部隊等の連絡先については、消防庁から配布されている航空隊データベース等を活用するものとする。
- (4) 情報連絡方法

原則として消防無線、防災無線、有線（携帯）電話、有線ファックス及び電子メールによるものとするが、有線途絶等の場合は、衛星電話を活用するものとする。

8 北海道災対本部への職員派遣

(1) 調整本部への派遣

ア 調整本部が設置された場合、室長は、本部員として北海道防災航空室（以下「航空室」という。）職員を派遣するものとする。

イ 派遣された航空室職員は、緊援隊指揮支援部隊等とヘリコプター等運用調整班の連絡や消火・救助活動等の航空部隊と陸上部隊との連絡調整を行うものとする。

ウ 航空室職員は、災害の規模等により、ヘリコプター等運用調整班員と兼務することができるものとする。

(2) ヘリコプター等運用調整班への派遣

北海道災害対策本部の求めに応じ、ヘリコプター等運用調整班を設置した場合、班長は班員として航空室職員を派遣することができるものとする。

9 指揮支援部隊長等の受入体制

(1) 指揮支援部隊長及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。

ア 北海道庁庁舎直近の北海道警察本部庁舎屋上ヘリポート（札幌市中央区北2条西7丁目、北緯43度03分39秒、東経141度20分59秒）を第一優先とし、使用の際は、北海道警察本部に要請し使用許可を得ることとする。

イ 上記ヘリポート使用不可の場合は、丘珠空港又は離着陸場情報システムの中から調整本部と調整するものとし、着陸後は調整本部が手配した車両により移動するものとする。

(2) 指揮支援隊長の受入れについては、調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。

ア 離着陸場所は、原則として終日丘珠空港とし、着陸後は空路又は陸路で被災市町村消防災害対策本部へ移動する。

イ 丘珠空港から空路で被災市町村消防災害対策本部へ移動する場合の離着陸場所については、離着陸場情報システムの中から選定するものとする。

ウ 丘珠空港から陸路で被災市町村消防災害対策本部へ移動する場合の車両については、調整本部で調達するものとする。

10 フォワードベースの設定

- (1) 調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、離着陸場情報システムの中からフォワードベースを設定することとする。
- (2) 調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定にあたり、所轄消防本部及びフォワードベース候補地を管理する者と使用の可否等について協議することとする。
- (3) 調整本部及びヘリベース指揮者は、大規模なフォワードベースを設定した場合は、所轄消防本部にフォワードベース運用本部を設置することを求めることができるものとする。
- (4) フォワードベース運用本部の指揮者は、原則、その地の所轄消防本部職員とする。
- (5) フォワードベースにおける安全管理は、航空隊員、地上支援活動隊及び所轄消防本部職員等が行うものとする。
- (6) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用上で必要があると認めた場合は、航空隊員（緊援隊航空部隊の航空隊員を含む。）を派遣することとする。
- (7) フォワードベースの設定例は、資料11のとおりとする。
- (8) フォワードベース運用本部の任務

フォワードベース運用本部は、航空機の安全運航体制及び地上隊との効率的な連携支援を確保するため、次の任務を行うものとする。

ア 離着陸スペースの設定

イ 無線設備の設定

ウ 衛星電話等の設定

エ 傷病者等の搬送、救急車収容等の地上隊との連携体制の確保

オ 医薬品、物資搬送、地上隊員搭乗等における地上隊との連携体制の確保

カ 「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認手続きを受けたドラム燃料の貯蔵・取扱いに係る安全管理体制の確保

11 ランディングポイントの設定

- (1) 調整本部及びヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、離着陸場情報システムの中からランディングポイントを設定すること。

なお、ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの判

断に基づき離着陸を行った地点についても、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

- (2) 調整本部及びヘリベース指揮者は、ランディングポイントの設定にあたり、ヘリコプター等運用調整班、所轄消防本部及びランディングポイント候補地を管理する者と使用の可否等について協議すること。

12 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所等の設定

調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料5及び離着陸場情報システムを参考に設定するものとし、設定にあたっては、航空運用調整班、所轄消防本部、候補地を管理する者及びDMA T等と使用の可否等について協議すること。

なお、遠距離SCU（広域搬送拠点）に多数の傷病者を搬送するなど、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合の場所の設定にあっても同様とする。

第3章 連絡体制及び通信運用

1 連絡体制

大規模災害発生初動時からの連絡体制については、資料6「初期連絡系統図」、資料7「中期以降連絡系統図」のとおりとする。

2 航空機の無線運用体制

緊援隊航空部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、道内における無線種別及び無線運用体制については、資料8及び全体受援計画第10条「通信運用体制」に基づき運用することとするほか、ヘリベース指揮者は必要に応じて調整本部と調整するものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システム運用体制

緊援隊航空部隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 受信設備

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、可搬式小型自動追尾受信装置及び可搬型衛星地球局（以下「可搬型受信装置」という。）により受信するほか、札幌市消防局ヘリテレ受信局（もみじ台基地局 N43° 01′ 11″ E141° 30′ 32″ 高度100m）及び同局所有の可搬型受信装置の活用については、調整本部及びヘリコプター等運用調整班で調整を図るこ

ととする。

(2) 15GHz 帯の使用周波数の設定

15GHz 帯消防指定 4 波のうち、特に指定する場合を除き、北海道主運用波である「B ch (14.82GHz)」を使用する。

(3) 400MHz 帯の使用周波数の設定

連絡用無線に係る 400MHz 帯消防指定 4 波のうち、特に指定する場合を除き、北海道主運用波である「B ch (383.650GHz)」を使用する。

(4) 可搬型受信装置の運用

道が保有する可搬型受信装置の運用については、上記(2)及び(3)のほか、サービスエリアは無指向性電波で約 15 km以内とする。

(5) ヘリテレ連絡用無線 (400MHz 帯) の呼出し名称は、次のとおりとする。

ア 緊援隊航空部隊ヘリコプター「〇〇 (航空隊呼出名称) テレビ」

イ 可搬型受信局 (道保有) 「しょうぼうちょうヘリテレ 27」

(6) 札幌市消防局のヘリテレ連絡用無線 (400MHz 帯) の呼出し名称は、次のとおりとする。

ア 消防ヘリコプター「さっしょうテレビ 1 又は 2」

イ 受信基地局「さっぽろしょうぼう」

ウ 可搬型受信局「しょうぼうちょうヘリテレ 28 又は 29」

(7) 15GHz 帯電波の初期捕捉方法

可搬型受信装置における 15GHz 帯電波の初期捕捉を行うため、ヘリテレ応援航空部隊は、連絡用無線 (400MHz 帯) により位置情報を可搬型受信局へ連絡する。

4 航空衛星電話 (イリジウム) 等による交信

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、航空衛星電話 (イリジウム) 等を使用する。ただし、その運用については、調整本部、ヘリベース指揮者と協議の上、決定するものとする。

(1) 北海道災対本部 (電話番号は本部からの指示による)

(2) ヘリベース (080-2863-6904)

(3) フォワードベース (080-2863-6900)

(4) 北海道防災ヘリコプター (001-010-8816-2343-0715)

(5) 緊援隊航空部隊搭載衛星電話

消防庁から配布されている航空隊データベース記載の番号

5 ヘリコプター動態管理システムの活用

ヘリコプター動態管理システム (総務省消防庁規格) でヘリコプター位置情

報を電送するものとし、併せて離着陸場情報システム及び文字メッセージ機能等についても、調整本部及びヘリコプター等運用調整班は、これを十分に活用するよう調整すること。

第4章 航空部隊の運用等

1 ヘリベースの設定

- (1) ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料9のとおりとする。
- (2) 丘珠空港におけるヘリベースの配置は、資料10のとおりとし、駐機スポットについては、ヘリベース指揮者が空港長と調整を行い、次の結果等について、緊援隊航空部隊に周知するものとする。

2 緊援隊航空部隊の要請等

室長は、緊援隊航空部隊の要請について、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被害状況の把握を行い、緊援隊航空部隊の要請が必要な場合は、任務、必要機体数及びヘリベース受け入れ可能機体数を示し、北海道災対本部に迅速に求めるものとする。
また、被害状況が把握できない場合は、緊急に消防庁航空担当と協議し調整を行うものとする。
- (2) 応援航空隊が決定した場合は、北海道災対本部、消防庁航空担当、応援航空隊基地に様式1「受援航空隊情報提供FAX」にヘリベース等の必要事項を記載しファックス等により情報提供するものとする。
- (3) 応援航空隊基地から様式2「緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX」を受信し得た情報は、様式3「緊急消防援助隊航空部隊受入一覧表」に記載することとする。

3 緊援隊航空部隊の受付

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊がヘリベース等に到着後、応援航空隊長から必要事項を聴取し、様式3「緊急消防援助隊航空部隊受入一覧表」に到着時刻および変更事項等を記載し管理するものとする。

4 事案管理

- (1) ヘリコプター等運用調整班から航空機の出動要請があった場合は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」、様式5「事案管理一覧表」に記載し事案を管理すること。

(2) 消防本部等から直接要請があった場合は、ヘリコプター等運用調整班に報告し事案が重複することのないよう管理するものとする。

5 緊援隊航空部隊への活動要請

(1) ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の出動が可能と確認した場合、様式4に図面等を添付し、各緊援隊航空部隊に任務付与するものとする。

(2) 任務付与にあたっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）及びランディングポイントの地図（要図を含む）等を添付し、行うものとする。

6 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、ヘリコプター等運用調整班にその空域を管轄している国土交通省各空港事務所又は国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請するものとする。

また、救助検索活動上、サイレントタイムの確保が必要な場合も同様に航空情報の発出を要請するものとする。

7 緊援隊航空部隊の活動報告

(1) ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、様式4により結果報告の提出を求めるものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の活動状況を日毎に様式6「活動日誌」にとりまとめるとともに、調整本部、ヘリコプター等運用調整班及び消防庁航空担当に報告するものとする。

8 緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げ

緊援隊航空部隊の規模縮小、活動終了及び引揚げは、北海道災対本部長の決定により、指揮支援部隊長からヘリベース指揮者を通して緊援隊航空部隊に対し通知するものとする。

また、調整本部は、消防庁航空担当に緊援隊航空部隊の規模縮小、活動終了及び引揚げの報告を行うものとする。

9 緊援隊航空部隊の受援対応訓練の実施

室長は、緊援隊航空部隊の受援時において迅速かつ円滑な対応を図るため、ヘリベース等の運用要領に関するシミュレーション訓練を定期的実施するものとする。

第5章 札幌市消防局航空隊の受援体制

札幌市消防局航空隊の受援体制にあつては、札幌市消防受援計画によるものとする。

附 則

この計画は、平成29年11月24日から施行する。